

消費生活情報おかやま

～未成年者の契約トラブル～

令和3年10月25日
岡山市消費生活センター



著作権法改正で見直したい身近な使い方 ダウンロードに注意！

作った人たちの権利を守り、著作物を勝手に使わないようにする法律が著作権法です。権利を守ることにより、作品を作りやすい環境が生まれ、より多くの作品が楽しめるようになります。

01 全ての海賊版のダウンロードが違法に

- 音楽や映像に加え、雑誌や書籍ほか著作物全般に適用
- 公開はもちろん、違法にアップロードされたものだと知りつつダウンロードするのも違法。**私的利用であっても、無許可の配信サイト（海賊版）等**からダウンロードすれば、民事・刑事罰の対象になります。

02 イラストや写真等の画像でも注意が必要

- 無断掲載・アップロードされた画像は、私的利用であってもダメ
- 壁紙用やアイコン用**でも、勝手にロゴを消す等の改ざんをしないフリー素材のように、二次利用や私的利用が許可されているものもあります。
利用の条件を確認し、ルールに従って使いましょう。

03 具体的な例で著作権を考えよう

- スマホの待ち受けや壁紙は私的利用で「OK」、プロフ画面はネットで公開されるので「NG」！ 利用許可があるのも使いましょう。
- 動画サイトの楽曲は、利用許諾契約を締結してるサイトの中で使えますが、公式CDやカラオケ音源は「NG」。弾き語りは「OK」。上手にネットと付き合おう！（総務省HP参照）

相変わらず多いゲーム課金や定期購入トラブル(9月～)

- 事例1 動画投稿サイトの広告を見て、初回500円ならと思い除毛クリームを注文した。商品が届き、最低5回の定期購入が条件で総額が2万円を超えると分かった。解約したい。(高校生)
- 事例2 通信教育に使うために購入したタブレットで、オンラインゲーで10万円近くを使ったことがキャリアからのメールで分かった。未成年者契約の取り消しを希望。(中学生の保護者)
- 事例3 小学生の孫が、オンラインゲームで課金したようだ。クレジットカード会社から2万円を超える利用明細が届き判明した。ゲーム機購入時に母親の生年月日で登録していた。(小学生の祖父)

岡山市消費生活センター公式LINEで
最新の消費生活情報をチェック！



【相談先】

岡山市消費生活センター

☎ : 086-803-1109
(消費者ホットライン188も可)

来 所 : 岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

受付時間 : 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

